

情 個 審 第 4 6 2 号
平成 31 年 2 月 13 日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 11 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：平成 31 年（行情）濟問第 75 号

事 件 名：大阪地検本庁において記録の閲覧謄写申請手続に関し特定の運用をして
いることが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成 31 年 3 月 6 日（水）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公
開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項の規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差
支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争
点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付
することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39
永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879
ファックス：03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

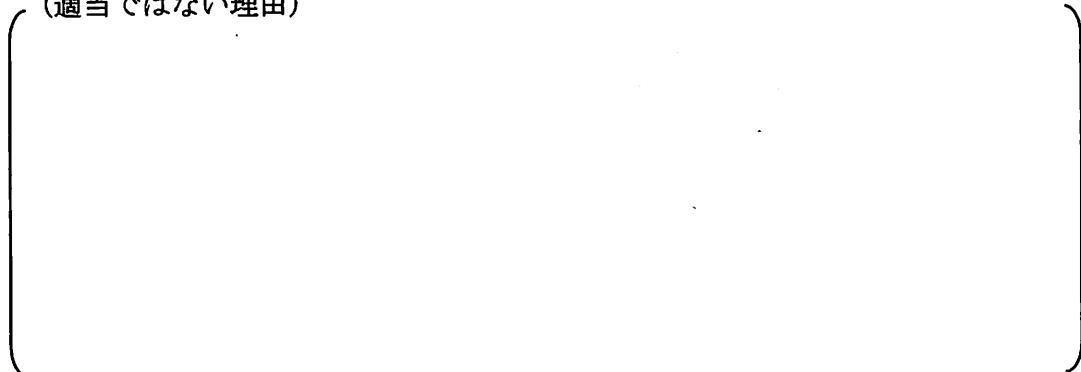
平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、請問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
 適当ではない。

(適当ではない理由)



諮詢庁:検事総長

理由説明書

第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

1 開示請求の内容

本件開示請求は、「大阪地検本庁では、不起訴記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口に手渡しで提出する必要があり、保管記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口に手渡しで提出し、かつ、閲覧許可決定後に150円の収入印紙を納付するために再び記録係窓口に赴かない限り、刑事記録の閲覧謄写を認めないという運用をしていることが分かる文書(最新版)」を対象としたものである。

2 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に不開示決定を行った(以下、「原処分」という。)。

第2 諒問の要旨

審査請求人は、「大阪地検の記録係職員から、「大阪地検本庁では、不起訴記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口に手渡しで提出する必要があり、保管記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口に手渡しで提出し、かつ、閲覧許可決定後に150円の収入印紙を納付するために再び記録係窓口に赴かない限り、刑事記録の閲覧謄写を認めないという運用をしている」という趣旨の説明を受けたことがある。そのため、本件対象文書は存在するといえる。」として、原処分を取り消すとの裁決を求めているところ、諮詢庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

第3 諒問庁の判断及び理由

1 刑事確定訴訟記録法に定める保管、保存及び閲覧謄写の各事務の根拠

刑事確定訴訟記録法(以下「記録法」という。)は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に関し必要な事項を定めるものであるところ、本件開示請求に係る閲覧謄写に関する事務の運用を含め、処分庁における保管、保存及び閲覧の各事務は、記録法のほか、法務省令である刑事確定訴訟記録法施行規則、これらの施行に伴って記録事務の一層の適正

化を図るために発出された大臣訓令である記録事務規程など、上級庁の規程等を根拠として遂行されている。

2 通達及び事務連絡等について

各事務に関して発出される通達は、職員に対し、当該事務に関する職務運営上の細目事項、運用方針、法令の解釈等に関する示達事項を内容とするもの、事務連絡は、当該事務における連絡事項であるが、これらは、各種法令等の改正、制度の新設等により、新たな解釈や取扱い等が必要になり、細目事項や運用方針等を示達、連絡しなければ当該事務に支障が生ずるなどの必要性が生じて発出されるものであり、上級庁の規程等に基づいて、滞りなく当該事務が遂行されているのであれば、発出されるものではない。

3 行政文書の不存在について

審査請求人は、処分庁の職員から受けた説明によれば本件開示請求に係る対象文書は存在するといえる旨主張するところ、処分庁においては、上記のとおり、記録法及び記録事務規程等に基づいて閲覧謄写に関する事務が滞りなく遂行されているところ、記録法及び記録事務規程等には、審査請求人が処分庁の職員から説明を受けたとする運用に関する規定はなく、また、処分庁において、同運用に関する通達や事務連絡を発出している事実は認められなかった。

したがって、処分庁においては、本件開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、保有していないものと認められる。

第4 対象文書の再探索について

処分庁において、審査請求を受けて、本件開示請求に係る行政文書の再探索を行ったものの、該当する行政文書の存在を確認することはできなかった。

第5 結論

以上のとおり、開示請求に係る行政文書を保有していないため不開示とした処分庁の決定は、妥当である。